

## 他の専門部会の所掌事項に関連する意見等について

### 1 他の専門部会の所掌事項に関する意見等への対応策

専門部会の審議において他の専門部会の所掌事項に関する意見等が出された場合、昨年度までは、企画部会（各専門部会の部会長等で組織される会）において調整を図ってきた。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として企画部会を開催しないことから、顔を合わせた意見調整の場がない状況である。

このことから、他の専門部会の所掌事項に関連する意見等の取扱いについては次のようになる。

- (1) 他の専門部会の所掌する事項に関する意見等が出された場合は、事務局より、他の専門部会に情報を転送する。
- (2) 情報を受けた専門部会では、寄せられた意見等の提言への反映について協議する。
- (3) 部会長は、寄せられた意見への対応状況について、第2回総合政策審議会の場で報告する。

### 2 第1回人づくり部会における他の専門部会の所掌事項に関する意見等

○なし

### 3 他の専門部会より寄せられた意見等

○なし

### 4 本日の審議の中で出された他の専門部会の所掌事項に関する意見等

発言要旨整理の上、部会長及び発言者の確認の後、他部会に転送する。